

第 2 期京丹後市障害福祉計画 (案)

(平成 21 年度～平成 23 年度)

～共に生きる障害者福祉の充実に向けて～

平成 21 年 月

京 丹 後 市

【目次】

第1章	第2期障害福祉計画の概要	1
1	障害福祉計画の背景と趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	3
4	計画の視点	4
5	サービスの体系	5
第2章	障害福祉の現況	6
1	障害者手帳所持者の推移	6
2	障害者手帳所持者の状況	6
3	養護学校の就学者数	10
4	障害福祉サービスの利用状況	10
5	地域生活支援事業の利用状況	12
第3章	平成23年度の目標値の設定	13
1	入所施設の入所者の地域生活への移行	13
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	13
3	福祉施設から一般就労への移行	14
第4章	障害福祉サービス及び相談支援の見込み	15
1	各障害福祉サービスの見込み	15
2	障害福祉サービス見込量確保のための方策	19
3	障害福祉サービスの概要	20
第5章	地域生活支援事業の見込み	22
1	各事業の事業量見込み	22
2	事業見込量確保のための方策	28
3	地域生活支援事業の概要	29
第6章	計画の推進体制	31
1	推進基盤の整備	31
2	計画の点検・進行管理体制	32

第1章 第2期障害福祉計画の概要

1 障害福祉計画の背景と趣旨

障害のある人への福祉施策について、これまでの流れを振り返ると、平成15年度に、社会福祉基礎構造改革の一環として支援費制度が開始され、障害のある人の福祉サービスについては、これまでの「措置」から障害のある人が自らの選択に基づいてサービスを利用する「契約」へとサービス形態が移行しました。そして、支援費制度は、サービスの利用者数が飛躍的に増加するなど、障害のある人の地域生活を支えるサービスとして一定の成果を出してきました。しかし、サービス利用が増加傾向にあるにもかかわらず、全国共通の利用のルールがなく、サービスの提供体制が十分でない地方自治体もあり、大きな地域格差が生じたことや、精神障害者の福祉サービスが支援費制度の対象外となっていることなどが課題となってきました。また、サービス費の増大により、国の財源を確保することが難しくなり、現状のままでは制度を維持することが困難な状況になりました。

そこで、国ではこのような課題への対応を図るため、平成18年4月から「障害者自立支援法」を施行し、安定的かつ効率的な制度体制を確保するため、障害者福祉施策の抜本的な見直しを行いました。

障害者自立支援法では、障害福祉サービス等の提供の確保を図るため、数値目標やサービス見込み量等を定める「障害福祉計画」を策定することとされています。

平成19年3月、京丹後市では障害者自立支援法第88条第1項に基づく「第1期障害福祉計画」と障害者基本法第9条第3項に基づく「障害者計画」を一体的に策定しました。そして第1期障害福祉計画の3年間の計画が平成20年度末で終わるため、第1期の実績を踏まえた見直しを行い、今回第2期障害福祉計画を策定しました。障害のある人が地域の中で安心して暮らすことができるよう、総合的な支援体制の確立と障害福祉サービス提供基盤の整備・充実をめざしていきます。

2 計画の性格

第2期計画は、国が示した基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）（以下「国の指針」という）にそって策定した第1期計画での数値目標及びサービス見込量等の見直しを行うものです。数値目標設定の考え方は、基本的には第1期計画で示された国の指針を踏襲しています。

【定める（見直す）こととされている事項】

平成23年度の入所施設の入所者の地域生活への移行人数
平成23年度の入院中の精神障害者の地域生活への移行人数
平成23年度の福祉施設から一般就労への移行人数
平成23年度までの各年度における障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
障害福祉サービス見込み量確保のための方策
地域生活支援事業の実施に関する事項

3 計画の期間

第2期障害福祉計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種福祉サービスについて、短期・中期的なサービス見込み量を算出する必要があることから、現行の施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成23年度末までの目標値を設定することになっています。そして、そこにいたる中間段階の位置づけとして、平成20年度までを第1期計画として定め、その後、平成21年度からの3年間で第2期計画として必要な見直しを行ったものです。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		障害者計画	(6年間)		
第1期	障害福祉計画	(3年間)			
		見直し	第2期	障害福祉計画	(3年間)

4 計画の視点

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種類、程度を問わず、障害者が、自らその居住する場所を選択し、必要な障害福祉サービスなどの支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

(2) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりや地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

(3) 地域社会の理解の促進

サービス提供や基盤整備について、サービスを利用する障害者のニーズを適切に把握し、その意向を計画に反映することはもちろんですが、障害及び障害者に対する地域社会の理解を得ることもまた重要です。本計画の作成にあたっては、障害者本人のみならず地域住民、企業など幅広く参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進めます。

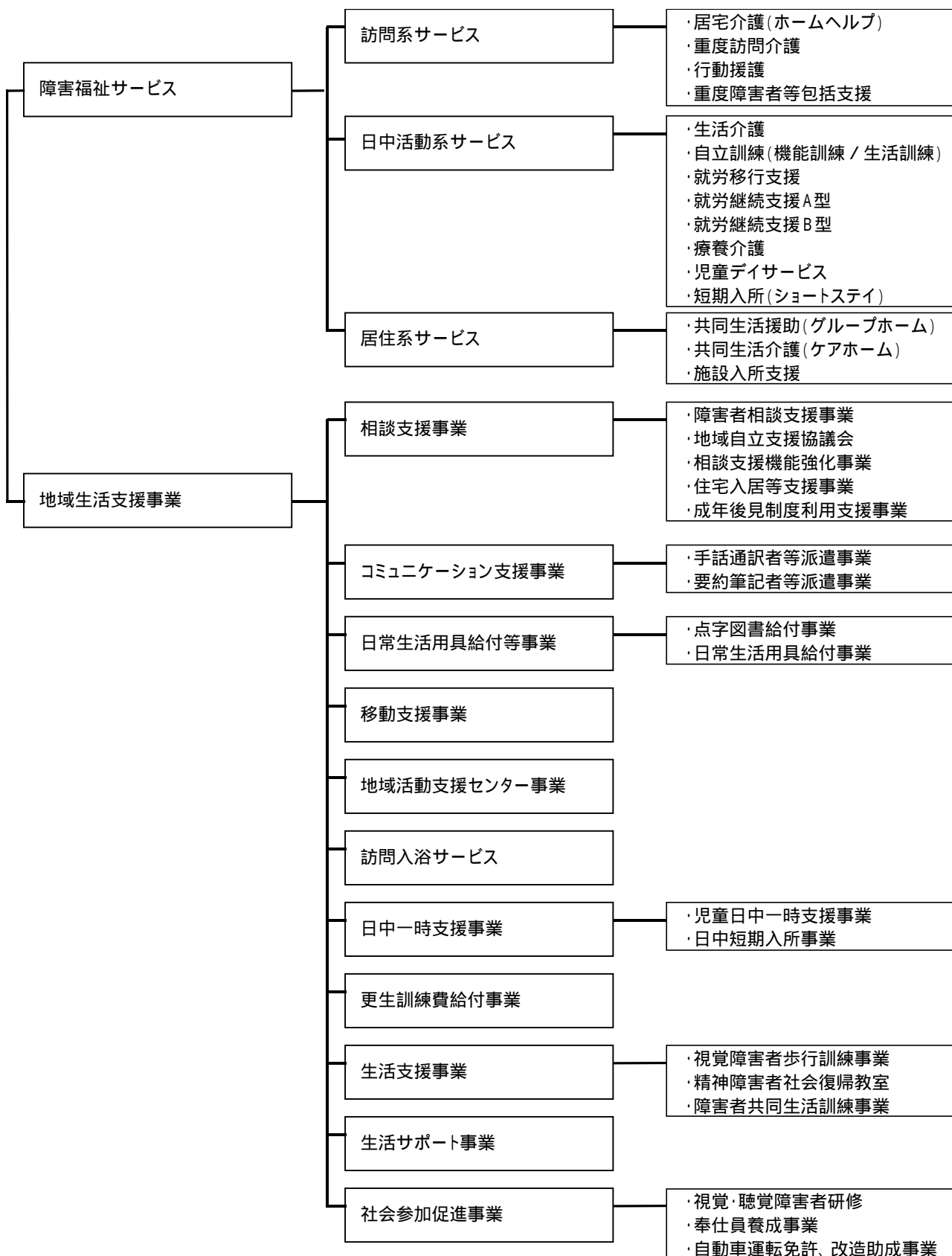
(4) 総合的な取組み

障害者の地域生活への移行、就労支援などの推進に当たっては、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠です。ハローワーク、養護学校等の行政機関、企業、医療機関といった関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化などを進めます。

(5) 目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方

第2期計画の目標値・サービス見込量は、第1期計画の実績数値に伴う現状把握や地域における課題、障害者等のニーズを踏まえ、必要なサービス量を見込んでいます。また、数値目標の考え方は、第1期計画に国から示された基本指針をそのまま第2期計画においても踏襲しています。さらに、障害者自立支援法の施行後3年の見直しの議論が行われている中であり、第2期計画の内容にどの程度影響するのかが未確定のため、見直し前の制度内容に基づき必要な数値目標を見直しています。

5 サービスの体系



第2章 障害福祉の現況

1 障害者手帳所持者の推移

本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者数の総数は平成19年度で4,223人となっています。このうち身体障害者手帳が81%を占め最も多く、次いで療育手帳が13%、精神障害者保健福祉手帳が6%となっています。

平成16年度から平成19年度の4年間の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数は94人、療育手帳所持者数は33人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は55人増加しています。

障害者手帳所持者数はここ数年増加傾向が続いていますが、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が目立っています。

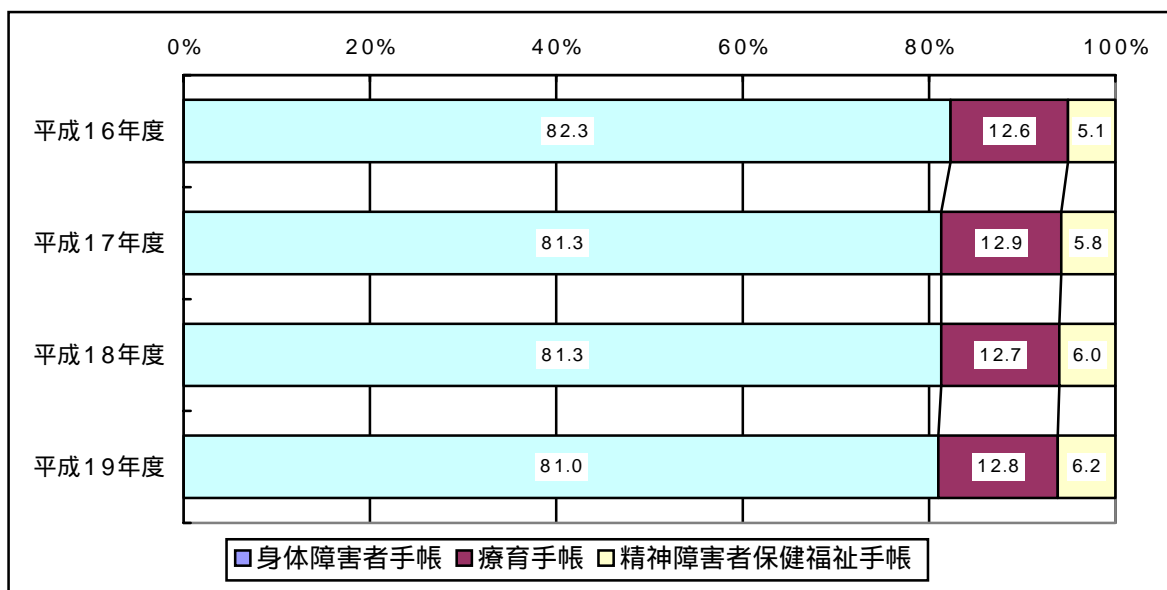
障害者手帳の状況

(単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
身体障害者手帳	3,326	3,329	3,397	3,420
療育手帳	508	530	530	541
精神障害者保健福祉手帳	207	237	251	262
合計	4,041	4,096	4,178	4,223

(注) 身体障害者、知的障害者、精神障害者は各手帳交付者数

障害者手帳交付状況



2 障害者手帳所持者の状況

(1) 身体障害者の状況

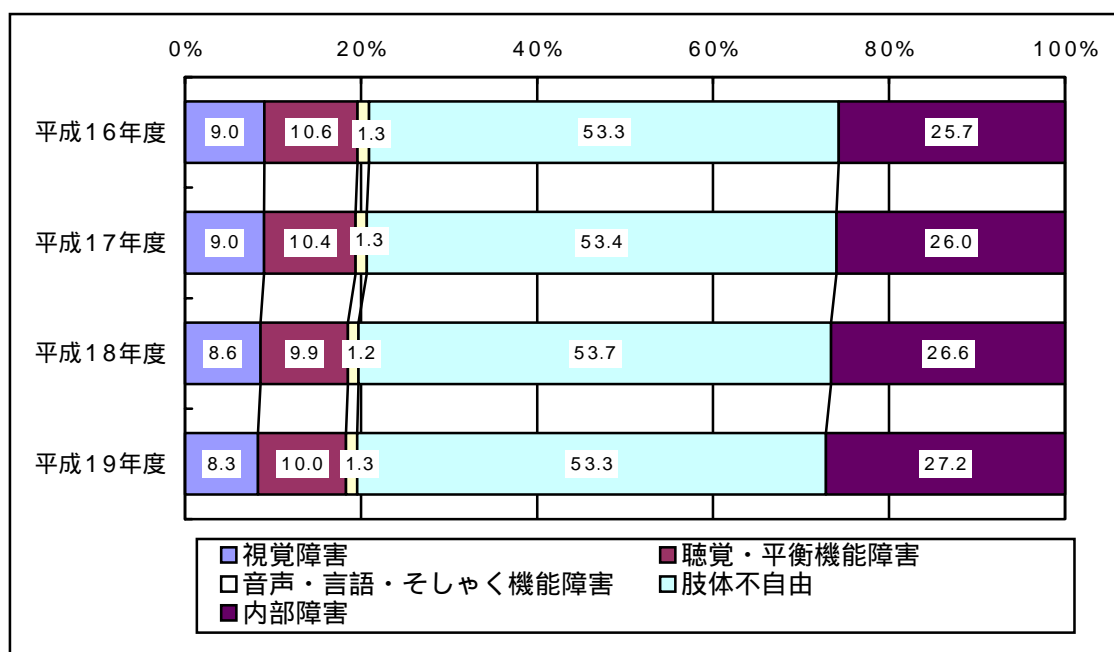
平成19年度の身体障害者の障害別手帳交付は、肢体不自由が53%と最も多く、次いで内部障害27%で、この2障害で全体の約80%を占めています。また、平成16年度から平成19年度の4年間の増加数は内部障害が75人で最も多く、次いで肢体不自由48人の順になっています。

身体障害者手帳の年度別推移

(単位：人)

年 度	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしやく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成16年度	298	354	44	1,774	856	3,326
平成17年度	300	345	42	1,777	865	3,329
平成18年度	291	336	42	1,823	905	3,397
平成19年度	283	341	43	1,822	931	3,420

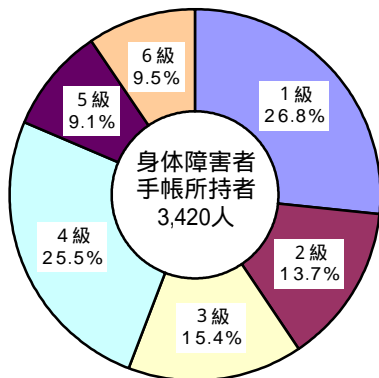
身体障害者手帳の障害別交付状況



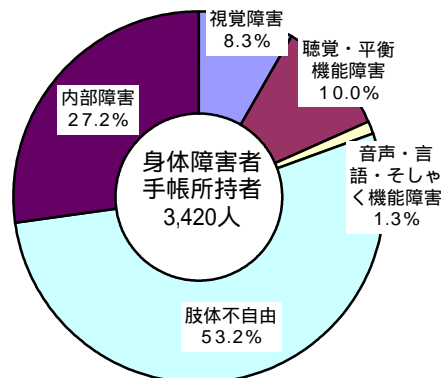
身体障害者手帳所持者の等級別割合を見ると、『軽度』（「5級」と「6級」の合計）については、20%弱であるのに対し、『重度』（「1級」と「2級」の合計）については、40%をこえており、『軽度』より『重度』の割合が高くなっています。

一方、身体障害者手帳所持者の種類別構成比をみると、「肢体不自由」の割合が最も高く、次いで「内部障害」の割合が高くなっています。

身体障害者の等級別割合
(平成19年度)



身体障害者種類別構成比
(平成19年度)



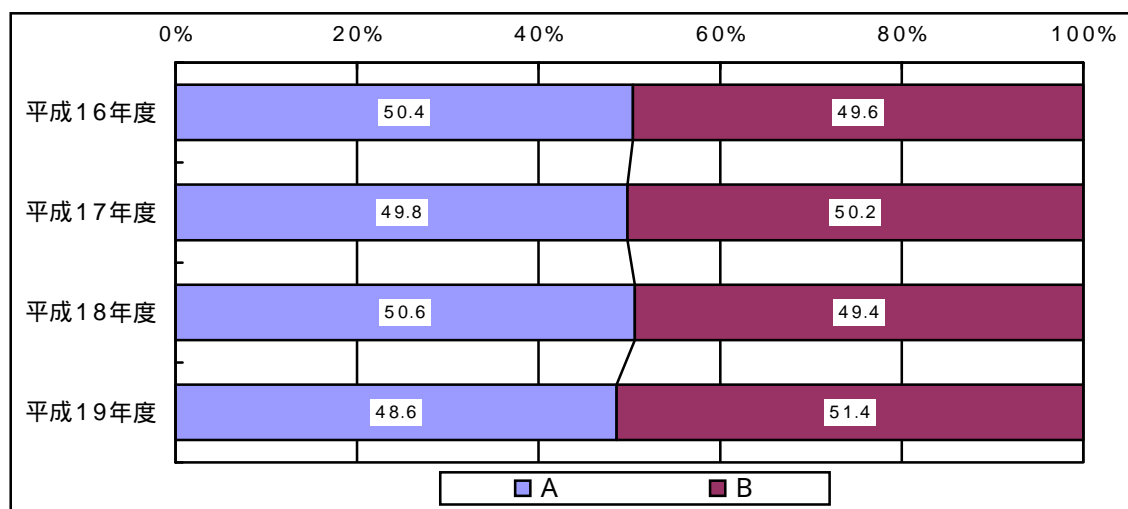
(2) 知的障害者の状況

療育手帳年度別推移

(単位：人)

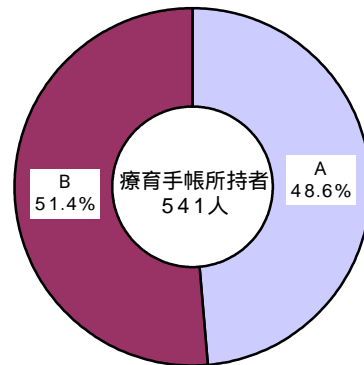
年度	A	B	計
平成16年度	256	252	508
平成17年度	264	266	530
平成18年度	268	262	530
平成19年度	263	278	541

療育手帳の交付状況



療育手帳の等級別割合
(平成19年度)

療育手帳所持者の等級別割合をみると、「A」が48.6%、「B」が51.4%と約半数ずつの割合となっています。



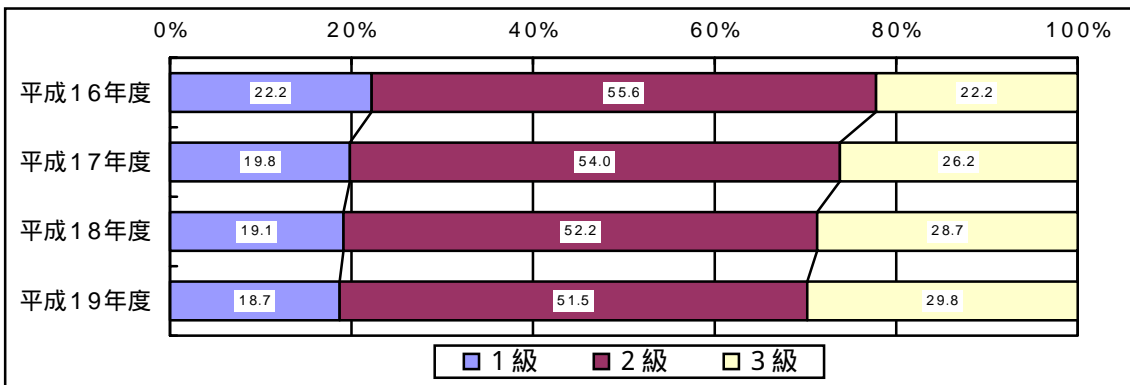
(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の年度別推移

(単位：人)

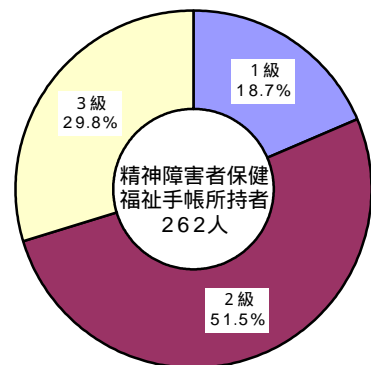
年度	1級	2級	3級	計
平成16年度	46	115	46	207
平成17年度	47	128	62	237
平成18年度	48	131	72	251
平成19年度	49	135	78	262

精神障害者保健福祉手帳の交付状況



精神障害者保健福祉手帳の等級別割合
(平成19年度)

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合をみると、「1級」が18.7%、「2級」が51.5%、「3級」が29.8%となっており、「2級」の割合が最も高くなっています。



3 養護学校の就学者数

平成20年5月1日現在の与謝の海養護学校の各学年の児童・生徒数は以下のとおりとなっています。

京丹後市からの児童・生徒もすべての学年に在学していることがわかります。

与謝の海養護学校の児童・生徒数（平成20年5月1日現在）

	小学部							中学部				高等部				合計
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
京丹後市から	7	6	4	3	3	1	24	8	6	7	21	9	6	9	24	69
全体	12	7	4	6	5	5	39	9	13	9	31	13	11	15	39	109

4 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス

サービス名	平成18年度(月平均) (平成18年10月～平成19年3月)		平成19年度(月平均)		平成20年度(月平均) (平成20年4～6月)	
	人数	量・延日数	人数	量・延日数	人数	量・延日数
居宅介護	51人	850時間	55人	987時間	50人	1,024時間
重度訪問介護						
行動援護						
重度障害者等包括支援						
生活介護	18人	263日	47人	883日	101人	1,938日
自立訓練(機能訓練)	-	-	1人	5日	1人	20日
自立訓練(生活訓練)	14人	48日	19人	74日	20人	88日
就労移行支援	-	-	3人	77日	20人	409日
就労継続支援(A型)	-	-	-	-	-	-
就労継続支援(B型)	-	-	3人	62日	33人	689日
療養介護	2人	60日	2人	60日	2人	60日
児童デイサービス	55人	164日	58人	178日	58人	164日
短期入所	7人	44日	10人	35日	10人	29日
共同生活援助(GH) 共同生活介護(CH)	25人	-	26人	-	36人	-
施設入所支援	-	-	28人	-	33人	-
サービス利用計画書の作成	6人	-	8人	-	8人	-

(2) 旧法施設利用者数

施設種類	人数			備考			
	H19.3月末	H20.3月末	H20.4～8月 (月平均)	H19.3月末	H20.3月末	H20.4～8月 (月平均)	
身障入所更生施設	3	1	1	身障入所施設合計	25人	9人	5人
身障入所療護施設	18	4	2				
身障入所授産施設	4	4	2				
身障通所更生施設	0	1	2	身障施設合計	27人	12人	7人
身障通所授産施設	2	2	0				
知の入所更生施設	94	77	68	知の入所施設合計	100人	81人	69人
知の入所授産施設	6	4	1				
知の通所更生施設	2	2	2	知の通所施設合計	129人	129人	92人
知の通所授産施設	127	127	90				
知の通勤寮	6	4	1	知の施設合計	235人	214人	162人
合計	262	226	169				

(3) 共同作業所等通所者数

平成19年3月末	104人
平成20年3月末	102人
平成20年8月末	50人

5 地域生活支援事業の利用状況

(1) 地域生活支援事業

サービス名	平成19年度実績(年度当たり)
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者設置、手話通訳者・要約筆記者派遣)	445人
日常生活用具等給付事業	1,117件
移動支援事業	7箇所
	465人
	9,460時間
地域活動支援センター事業	3箇所
	6,570回
訪問入浴サービス	3箇所
	248人
児童日中一時支援事業	2箇所
	2,427回
日中短期入所事業	6箇所
	1,849回
更生訓練費給付事業	103件
自動車改造費助成	3件

第3章 平成23年度の目標値の設定

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現入所者数	123人	平成17年10月1日の全施設入所者数(A)
目標値(地域生活移行数)	9人(4人)	平成23年度末までに地域生活へ移行する人の目標数(B)
	7.3%(3.3%)	(B)/(A)

()内は第1期計画の数値

【数値目標】

- 平成19年度までに5人が地域生活へ移行した。第1期計画で定めた目標値4人を達成したことから、平成23年度末までに地域生活に移行する人数を、国の指針どおり(7%)の9人に変更します。

<国の指針>

- 平成17年10月1日現在の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することを目指すとともに、平成23年度末の施設入所者数に対し7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標値を設定すること。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現在数	13人(13人)	現在の退院可能な精神障害者数
目標値(減少数)	4人(4人)	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

()内は第1期計画の数値

【数値目標】

- 第1期計画で設定した数値4人をそのままにします。
- 平成23年度末までに、入院中の精神障害者で受入条件が整えば退院可能な人を4人とし、地域生活に移行することを目指します。

<国の指針>

- 平成23年度末までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。
- 改めて目標値の設定方法について提示するので、第1期計画で設定した数値を踏襲すること。

3 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
年間一般就労者数	1人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標値	12人(4人)	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
	12倍(4倍)	

()内は第1期計画の数値

【数値目標】

- ・平成 23 年度に福祉施設から一般就労に移行する人数を平成 17 年度の一般就労者数の 12 倍に変更し、12 人にすることを目指します。
- ・第 1 期計画で定めた目標値は 4 人であるが、平成 19 年度までに 2 人が一般就労へ移行した。障害者就労支援に向けた市独自の取組みや就労移行支援への移行人数を勘案し、12 人に変更します。

< 国の指針 >

- ・福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定することとし、目標設定にあたっては、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍を目指すこと。

第4章 障害福祉サービス及び相談支援の見込み

1 各障害福祉サービス量の見込み

(1) 訪問系サービス

ア 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1,140 時間分	1,180 時間分	1,220 時間分

【考え方】

平成 20 年 6 月までの実績数値を基礎に、今後の利用者の伸びや精神障害者などの新たなサービス利用、介護者の不足などを踏まえつつ必要なサービス量の見直しを行いました。

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
2,746 人日分	3,456 人日分	4,301 人日分

【考え方】

平成 20 年 4 ~ 6 月の実績数値を基礎に、施設等の移行計画を踏まえつつ、今後の利用者の伸びや日中活動の場に対するニーズを勘案し、必要なサービス量の見直しを行いました。

イ 自立訓練（機能訓練）

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
22 人日分	22 人日分	22 人日分

【考え方】

平成 20 年 4 ~ 6 月の実績数値を基礎に、施設等の移行計画を踏まえました。また、機能訓練のできる施設が府内でも数少ないことを勘案し、必要なサービス量の見直しを行いました。

ウ 自立訓練（生活訓練）

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
88 人日分	88 人日分	88 人日分

【考え方】

平成 20 年 4 ~ 6 月の実績数値を基礎に、施設等の移行計画を踏まえつつ、今後の利用者の動向や入所・入院から地域生活へ移行する人数を勘案し、必要なサービス量の見直しを行いました。

エ 就労移行支援

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
779人日分	820人日分	861人日分

【考え方】

平成20年4～6月の実績数値を基礎に、施設等の移行計画を勘案して必要なサービス量の見直しを行いました。

オ 就労継続支援（A型）

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
0人日分	0人日分	0人日分

【考え方】

平成20年4～6月の実績数値を基礎に、施設等の移行計画を勘案して必要なサービス量を見直した結果、「サービス利用者なし」としました。

カ 就労継続支援（B型）

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1,505人日分	2,780人日分	2,843人日分

【考え方】

平成20年4～6月の実績数値を基礎に、施設等の移行計画を勘案して必要なサービス量の見直しを行いました。

キ 療養介護

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
11人分	11人分	12人分

【考え方】

重症心身障害児（者）施設、肢体不自由児施設の移行計画を踏まえて、必要なサービス量の見直しを行いました。

ク 児童デイサービス

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
186人日分	193人日分	199人日分

【考え方】

平成20年6月までの実績数値を基礎に、療育施設等における利用者の伸びや発達障害児への支援の充実を勘案し、必要なサービス量の見直しを行いました。

ケ 短期入所

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
42 人日分	49 人日分	56 人日分

【考え方】

平成 20 年 6 月までの実績数値を基礎に、レスパイトや緊急時の対応など今後も増加が見込まれるニーズを勘案し、必要なサービス量の見直しを行いました。

(3) 居住系サービス

ア 共同生活援助・共同生活介護

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
44 人分	49 人分	51 人分

【考え方】

平成 20 年 4 ~ 6 月の利用者数を基礎に、今後の施設建設計画の状況を踏まえ、施設入所者等の地域生活移行や介護者の高齢化などにより今後も増加が見込まれるニーズを勘案し、必要なサービス量の見直しを行いました。

イ 施設入所支援

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
60 人分	76 人分	120 人分

【考え方】

平成 20 年 4 月 ~ 6 月の利用者数を基礎に、入所施設の移行計画、地域生活への移行人数等を勘案して必要なサービス量の見直しを行いました。

(4) 相談支援

ア サービス利用計画作成

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
11 人分	14 人分	17 人分

【考え方】

平成 20 年 4 ~ 6 月の利用実績を基礎に、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者等、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者が増加することを勘案し、必要なサービス量の見直しを行いました。

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】(1ヶ月当たりの見込量)

サービス名		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問系	居宅介護	1,140 時間分 (57 人分)	1,180 時間分 (59 人分)	1,220 時間分 (61 人分)
	重度訪問介護			
	行動援護			
	重度障害者等包括支援			
日中活動系	生活介護	2,746 人日分 (143 人分)	3,456 人日分 (180 人分)	4,301 人日分 (224 人分)
	自立訓練 (機能訓練)	22 人日分 (1 人分)	22 人日分 (1 人分)	22 人日分 (1 人分)
	自立訓練 (生活訓練)	88 人日分 (20 人分)	88 人日分 (20 人分)	88 人日分 (20 人分)
	就労移行支援	779 人日分 (38 人分)	820 人日分 (40 人分)	861 人日分 (42 人分)
	就労継続支援 (A型)雇用型	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	就労継続支援 (B型)非雇用型	1,505 人日分 (72 人分)	2,780 人日分 (133 人分)	2,843 人日分 (136 人分)
	療養介護	11 人分	11 人分	12 人分
	児童デイサービス	186 人日分 (60 人分)	193 人日分 (62 人分)	199 人日分 (64 人分)
	短期入所	42 人日分	49 人日分	56 人日分
居住系	共同生活援助(GH) 共同生活介護(CH)	44 人分	49 人分	51 人分
	施設入所支援	60 人分	76 人分	120 人分
相談支援	サービス利用計画作成	11 人分	14 人分	17 人分

単位が「時間」の場合は1ヶ月当りの延べ時間数。「人日」の場合は1ヶ月当りの利用者数に1人当りの月平均利用日数を乗じた数値。「人」の場合は1ヶ月当りの利用者数です。

2 障害福祉サービス見込量確保のための方策

障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本に、サービスの利用者がより良いサービスを、多様な事業所の中から選択できるよう、また、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できるよう体制づくりを進めます。

今後も事業者との連携を図るとともに、京都府や近隣の市町と協力し、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけるなど、必要量の確保に努めます。

(1) 訪問系サービス

訪問系のサービスは、身体介護、家事援助などの短時間の集中的な利用や、重度訪問介護、重度障害者等包括支援などの長時間滞在のサービスなど、多様な需要に対応する必要があります。サービスを担う人材が不足していることから、養成研修を行うなど介護員の確保と質の向上に努め、事業者との連携を図りながら適切なサービスの提供を目指します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護などの介護給付と自立訓練、就労継続支援などの訓練等給付のサービスを組み合わせることで実施することが可能になりましたので、必要な障害福祉サービスが容易に受けられるよう支援していきます。また、新事業移行最終年である平成23年度末までに、すべてのサービス提供事業者が新規事業への移行を円滑に行えるよう必要な支援を行います。

一般就労への移行をめざした「就労移行支援」については、ハローワーク、養護学校、商工会、職業訓練校などの関係機関で構成する「京丹後市就労支援連携会議」の中で、情報交換し、必要な支援の協議を行っていきます。また、障害のあるかたの就労支援に特化した就労支援相談員、市役所での職場実習、一般企業での実習に対しての奨励金など市独自制度を活用し、さらなる就労支援を推進していきます。

一方、市内にある各通所授産施設等が定員一杯になりつつある中で、今後の養護学校の卒業生等の通所を見込んだ場合、施設利用がしたくても出来ない人が増えるのは明らかとなっています。市内サービス事業者等のご意見を伺いながら、施設間の調整や新たな通所授産施設等の建設について話し合いを進めます。

(3) 居住系サービス

障害者自立支援法の柱として、障害者の地域生活の推進があげられています。地域移行を円滑に進めるため、障害への理解促進の取組みを強めるとともに、不足しているグループホーム、ケアホームについては、第1次京丹後市総合計画で定めている旧6町に各1箇所、合計6箇所を基本にして、旧町毎に1箇所以上の建設を目指していきます。

3 障害福祉サービスの概要

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容	備考
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害程度区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害程度区分4以上
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害程度区分3以上 行動援護項目8点以上
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	障害程度区分6

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容	備考
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害程度区分3以上 (施設入所者:障害程度区分4以上) 50歳以上:障害程度区分2以上 (施設入所者:障害程度区分3以上)
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	A型(=雇用型):雇用契約に基づく就労機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援等 B型(=非雇用型):一定の賃金水準に基づく継続的就労機会の提供、職業的訓練の実施等

サービス名	内容	備考
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療育上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	A L S : 障害程度区分 6 筋ジス、重心 : 障害程度区分 5 以上
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	原則、個別療育、集団療育が必要な未就学児童
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害程度区分 1 以上

(3) 居住系サービス

サービス名	内容	備考
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	障害程度区分 1 以下
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害程度区分 2 以上
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害程度区分 4 以上 50 歳以上 : 障害程度区分 3 以上

(4) 相談支援

事業名	内容	備考
サービス利用計画の作成	障害福祉サービスの利用調整や地域生活に関する様々な相談に応じます。	

第5章 地域生活支援事業の見込み

1 各事業の事業量見込み

(1) 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施見込箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所

【考え方】

相談実績のある社会福祉法人に委託することにより、市の持つ障害者相談支援機能の充実を図ります。障害のある方等のあらゆる相談に応じ、ケース会議の開催や関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。

イ 地域自立支援協議会

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施の有無	有	有	有

【考え方】

市全体の相談支援体制等の充実を図るため、市障害者自立支援協議会を設置します。府や圏域障害者自立支援協議会、関係団体と連携しながら、困難事例や地域の現状・課題等を整理し共有するとともに、地域の社会資源の開発、改善につなげていきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施の有無	有	有	有

【考え方】

平成 18 年度から実施しているが実績はなく、件数を見込むことが困難であるが、成年後見制度に要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

(3) コミュニケーション支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
派遣見込人数（手話・要約筆記）	469 人	481 人	493 人
設置見込者数（手話通訳者）	1 人	1 人	1 人

【考え方】

聴覚障害者に対し手話通訳者や要約筆記者を派遣することにより、社会生活における自立と社会参加促進及び生活の質の向上を図ります。聴覚障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量を確保するための見直しを行いました。

(4) 日常生活用具給付等事業

給付等見込件数	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護・訓練支援用具	9 件	9 件	9 件
自立生活支援用具	2 5 件	2 5 件	2 5 件
在宅療養等支援用具	1 8 件	1 8 件	1 8 件
排泄管理支援用具	1 , 0 8 0 件	1 , 0 9 0 件	1 , 1 0 0 件
情報・意思疎通支援用具	1 1 件	1 1 件	1 1 件
住宅改修費	3 件	3 件	3 件
給付等見込件数合計	1 , 1 4 6 件	1 , 1 5 6 件	1 , 1 6 6 件

【考え方】

身体障害者に対し、日常生活をおくるうえで利便性のある用具を給付することにより、福祉の向上を図ります。給付実績を勘案し、必要な事業量を確保するための見直しを行いました。

(5) 移動支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施見込箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所
利用見込者数	4 8 5 人	4 8 5 人	4 8 5 人
延べ見込時間数	9 , 8 4 6 時間	9 , 8 4 6 時間	9 , 8 4 6 時間

【考え方】

視覚障害者、全身性障害者等が移動する際に支援を行うことにより、社会参加の促進等を図ります。障害者のニーズを勘案し、必要な事業量を確保するための見直しを行いました。対象者がほとんど限られており各年度の増は見込んでいません。

(6) 地域活動支援センター

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施見込箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
利用見込者数	7 , 2 5 4 人	7 , 4 1 0 人	7 , 5 6 6 人

【考え方】

創作的活動や社会交流活動など障害者の日中活動の支援を行います。委託施設や障害者のニーズを勘案し、必要な事業量を確保するために見直しを行いました。

(7) 訪問入浴サービス

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施見込箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
利用見込者数	260 人	260 人	260 人

【考え方】

入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、居宅で入浴サービスの提供を図ります。3 箇所
で実施するが、サービス利用者が限られており、各年度の増は見込んでいません。

(8) 児童日中一時支援事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施見込箇所数	2 箇所	3 箇所	3 箇所
利用見込者数	2,600 人	3,000 人	3,100 人

【考え方】

養護学校などに在籍している児童に、放課後や夏休みなどの休暇期間中の活動の場を提供
します。保護者等のニーズを勘案し、平成 22 年度には 1 箇所の増を目指すとともに、必要
な事業量を確保するための見直しを行いました。

(9) 日中短期入所事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施見込箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所
利用見込者数	1,900 人	1,950 人	2,000 人

【考え方】

障害児者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家
族の一時的な休息を目的として、一時的に施設で預かります。対象者のニーズを勘案し、必
要な事業量を確保するための見直しを行いました

(10) 更生訓練費給付事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施見込箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
利用見込者数	70 人	70 人	70 人

【考え方】

身体障害者が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を
図ります。身体障害者のニーズを勘案し 3 箇所を実施することとし、必要な事業量を確保す
るための見直しを行いました。

(11) 視覚障害者歩行訓練事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施見込箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【考え方】

視覚障害のある人に対して、歩行訓練士を派遣し、歩行訓練や生活訓練の支援を行います。引続き 1 箇所を実施していきます。

(12) 精神障害者社会復帰教室

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施見込箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所

【考え方】

精神障害のある人に対して、レクリエーションや創作活動、季節の行事等の教室を開き社会復帰を促進します。引続き 3 箇所を実施していきます。

(13) 障害者共同生活訓練事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施見込箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所

【考え方】

障害者ケアホーム等を利用して、夜間及び休日における共同生活の訓練を行い、地域生活を進めるための支援を行います。市内のケアホーム 4 箇所を実施します。

(14) 生活サポート事業

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施見込箇所数	1 件	1 件	1 件

【考え方】

障害者自立支援法に基づく介護給付支給決定者以外の障害のある人に対し、日常生活に関する支援や、家事に対する支援を行います。これまでに利用はありませんが、とりあえず 1 件を見込みます。

【地域生活支援事業の必要量見込み一覧】(年度当たりの見込量)

事業種別	摘要	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
コミュニケーション支援事業	派遣見込人数	469 人	481 人	493 人
	設置見込者数	1 人	1 人	1 人
日常生活用具給付等事業	給付等件数	1,146 件	1,156 件	1,166 件
介護・訓練支援用具	給付等件数	9 件	9 件	9 件
自立生活支援用具	給付等件数	25 件	25 件	25 件
在宅療養等支援用具	給付等件数	18 件	18 件	18 件
排泄管理支援用具	給付等件数	1,080 件	1,090 件	1,100 件
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	11 件	11 件	11 件
住宅改修費	給付等件数	3 件	3 件	3 件
移動支援事業	実施箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所
	利用者数	485 人	485 人	485 人
	延べ時間数	9,846 時間	9,846 時間	9,846 時間
地域活動支援センター事業 (基礎的事業)	実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	利用者数	7,254 人	7,410 人	7,566 人

事業種別	摘要	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス	実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	延べ利用者数	260 人	260 人	260 人
児童日中一時支援事業	実施箇所数	2 箇所	3 箇所	3 箇所
	延べ利用者数	2,600 人	3,000 人	3,100 人
日中短期入所事業	実施箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所
	延べ利用者数	1,900 人	1,950 人	2,000 人
更生訓練費給付事業	実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	利用者数	70 人	70 人	70 人
視覚障害者歩行訓練事業	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
精神障害者社会復帰教室	実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
障害者共同生活訓練事業	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
生活サポート事業	実施件数	1 件	1 件	1 件
視覚・聴覚障害者研修	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
奉仕員養成研修事業	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
手話通訳奉仕員	登録者数	7 人	7 人	7 人
要約筆記奉仕員	登録者数	95 人	96 人	97 人
自動車運連免許取得助成	実施件数	1 件	1 件	1 件
自動車改造助成	実施件数	2 件	2 件	2 件

単位が「人」の場合は1年間の延べ利用人数。「件」の場合は1年間の延べ件数。時間の場合は1年間の延べ利用時間数。「箇所」は実施箇所数です。

2 事業見込量確保のための方策

地域生活支援事業は、障害者自律支援法第77条の規定により、国の定める「地域生活支援事業実施要綱」に基づいて実施する事業で、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、地域の特性や利用者の状況に応じて効率的、効果的に実施している事業です。

内容は、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」など5つの必須事業と、市の判断で実施している「その他事業」の大きく2つに分かれます。「その他事業」では、障害のある人の地域生活を出来る限り応援するため、10を超えるサービス事業を市独自に実施しており、利用者負担においても無料または大きく軽減しています。

地域生活支援事業の各事業は、市の広報紙などあらゆる機会を通じて一層の周知を図るとともに、関係機関や当事者団体などとの連携を深めることにより、利用者への事業に対する理解の促進に努めます。

移動支援事業、コミュニケーション支援事業のサービス量の確保のため、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者などの人材の確保を図ることが特に重要で、サービスに必要な人材育成を支援するほか、効率的・効果的な運用やサービスの提供を図ります。

日常生活用具の給付は、生活用具に関する製品情報、福祉・医療関連製品等の情報入手及び情報提供を行い、対象品目の整備・充実に努めます。

児童日中一時支援事業は現在2箇所で開催しているが、利用希望に応じきれない状況であり、放課後や夏休みなどの長期期間中における新たな活動の場の検討を進めていきます。

3 地域生活支援事業の概要

事業名	内容	備考
相談支援事業	福祉サービスの利用調整や地域生活に関する各種相談に応じる事業です。相談実績のある社会福祉法人に委託するとともに、地域自立支援協議会を設置し、実効性のある相談支援体制の構築を図ります。	利用者負担：なし
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能に障害がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介をする等のコミュニケーション支援を行う事業です。	利用者負担：なし
日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人に日常生活用具を給付または貸与する事業や、点字図書の給付を行う事業です。	利用者負担：原則 1 割 (負担上限額あり)
移動支援事業	視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者などが外出する際の支援をする事業です。	利用者負担 市民税非課税 なし 市民税課税 50 円 (30 分)
地域活動支援センター	創作的活動や社会交流活動など障害者の日中活動を支援する事業です。定員規模や事業所によって活動内容が異なります。	利用者負担：なし
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問により居宅において入浴サービスの提供を行う事業です。	利用者負担 市民税非課税 なし 市民税課税 200 円 (1 日)
児童日中一時支援事業	養護学校等に在籍している障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇期間中における活動の場を提供する事業です。	利用者負担 市民税非課税 なし 市民税課税 200 円 (1 日)
日中短期入所事業	障害のある人に対して、通所サービス事業所等で日中活動の場を提供する事業です。	利用者負担 市民税非課税 なし 市民税課税 200 円 (1 日)
更生訓練費給付事業	身体障害者が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。	利用者負担：なし

事業名	内容	備考
生活支援事業	視覚障害のある人に対して、歩行訓練士を派遣し、歩行訓練や生活訓練の支援を行う視覚障害者歩行訓練事業を実施します。また、精神障害のある人に対しては、レクリエーション、創作や季節の行事等を実施する精神障害者社会復帰教室を、障害のある人に対しては、グループホームまたはケアホームを利用して、主に夜間及び休日において日常生活上必要な訓練・指導を行う障害者共同生活訓練事業を実施します。	利用者負担：なし
生活サポート事業	障害者自立支援法に基づく介護給付支給決定者以外の障害のある人に対して、日常生活に関する支援や、家事に対する支援を行う事業です。	利用者負担 市民税非課税 なし 市民税課税 50円 (30分)
社会参加促進事業	視覚・聴覚障害のある人の社会研修や、手話奉仕員・要約筆記奉仕員を養成する奉仕員養成事業を実施します。また、障害のある人の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を実施します。	

第6章 計画の推進体制

1 推進基盤の整備

(1) 地域との連携

障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関等との連携・協働が重要となります。そのため、自立支援協議会等の機会を通して連携を深めるとともに、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

(2) 保健、医療との連携

障害のある人のニーズが多様化する中、また、重度障害者への適切な対応や内部障害、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症、発達障害など新たな障害への対応が求められる中、障害のある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、自立支援協議会を活用し、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉の連携を強めていきます。

2 計画の点検・進行管理体制

「第2期障害福祉計画」は、障害福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図るための計画であり、障害のある人に対する施策全般を推進する「障害者計画」とともに、定期的に「自立支援協議会」及び「健康と福祉のまちづくり審議会」において点検し、進行管理を行います。

また、「京丹後市第1次総合計画」に掲げている目標指標については、障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービスが新たな新事業体系へと順次移行している最中であることから、指標内容は新体系事業に基づく事業内容に置き換えたうえで、必要な支援を行い、目標達成に向けて取り組めます。

総合計画における目標値

指 標	目 標	目標年度
障害者地域生活支援センター	1箇所	H26
専任手話通訳者の設置	1人	H26
ホームヘルプサービス提供事業者	10事業者	H26
デイサービス提供事業者	6事業者	H26
ショートステイサービス提供事業者	10施設	H26
グループホーム	6箇所	H26
知的障害者通所授産施設	6箇所	H26
精神障害者通所授産施設	2箇所	H26

第2期京丹後市障害福祉計画

～共に生きる障害者福祉の充実に向けて～

発行年月：平成21年 月

発行：京丹後市

編集：京丹後市 保健福祉部 障害者福祉課

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地

TEL:(0772)69 0320 FAX:(0772)69 1156
